

入湯税特別徴収の手引

堺市

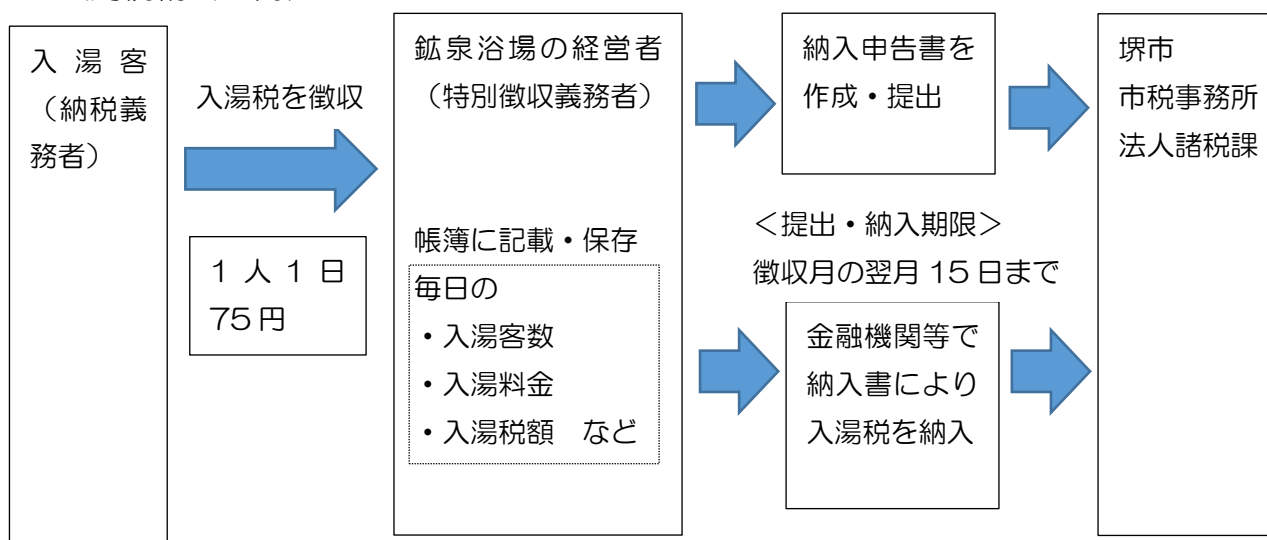
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

1 制度の概要

項目	内容
納税義務者	鉱泉浴場を利用される方 鉱泉浴場とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいいます。ただし、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等、社会通念上、鉱泉浴場と認識されるものも含まれます。
課税されない方	(1)年齢 12 歳未満の方 (2)一般公衆浴場に入湯する方 一般公衆浴場とは、いわゆる銭湯に類するものであり、近隣住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして一般に利用され、物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入浴料金を定めているものをいいます。 (3)地方税法第 292 条第 1 項第 10 号に該当する障害者の方 ①以下の手帳の交付を受けている方 ア 療育手帳 イ 精神障害者保健福祉手帳 ウ 身体障害者手帳 エ 戦傷病者手帳 ②①のほか、原子爆弾被爆者の方で、医療の給付を受けている方など (課税免除の対象になるかどうか不明な場合は、記載のお問い合わせ先までご連絡ください。) (4)鉱泉浴場の入湯料金が 1,000 円未満の鉱泉浴場に入湯する方 入湯料金が 1,000 円未満（消費税を除く）の場合。ただし、入湯のみの料金設定がない場合は、鉱泉浴場の利用を含めた宿泊料等の料金が 1,000 円未満かどうかで判断します。
税率	1 人 1 日につき 75 円 宿泊を伴う場合は、1 泊を 1 日として取り扱います。
徴収の方法	特別徴収 地方税の徴収について便宜を有する方を特別徴収義務者として指定し、その方に納税義務者から税金を徴収していただき、その徴収すべき税金を納入していただくことをいいます。
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者の方

項目	内容
特別徴収の手続	特別徴収義務者は、納税義務者から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る税額その他必要な事項を記載した納入申告書（様式第 21 号）を本市に提出のうえ、その納入金を納入書によって納入してください。
特別徴収義務者の経営申告	鉱泉浴場の経営者は、経営開始の日の前日までに、鉱泉浴場経営（異動）申告書（様式第 22 号）を本市に提出してください。
帳簿の記載義務	特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載してください。また、その帳簿は、各月の納期限（翌月 15 日）の翌日から起算して 7 年間保存してください。

2 入湯税納入の流れ



3 申告書の提出先・お問合せ先

申告書は下記あて先へご提出ください。また、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

〒591-8037

堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3 番地 1

堺市 財政局 税務部 市税事務所 法人諸税課 総務諸税係

TEL : 072 - 231 - 9741